



食育&消費者教育情報誌 おいしくタベル たのしくマナブ Vol.4 活用に向けた教師用解説書

食育基本法※(1)・消費者教育の推進に関する法律※(2)の目的や基本理念を踏まえた、主として小学校5・6年生を対象とした指導教材です。子供の食育や消費者教育の推進役として、国や地方公共団体、教育関係者や事業者などが担い手として示されています。千葉県では、教育関係者や保護者などの支援を目的に本指導資料を作成しています。

※(1)食育基本法(2005年6月17日施行、最終改正2015年9月11日)

目的：食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与（第1条）

※(2)消費者教育の推進に関する法律(消費者教育推進法：2012年8月22日公布、同年12月13日施行)

目的：消費者教育を総合的かつ一体的に推進、国民の消費生活の安定・向上に寄与(第1条)

教材の構成と学習指導要領の位置づけ

	内 容	ページ	関連教科・領域等(主な例)
特集1	骨を強くしよう!! どうしたら強い骨になるのかな?		
	なぜ骨があるのかな?～骨の役割～	1ページ	学級活動 学校給食と望ましい食習慣の形成 健康によい食事のとり方 望ましい食習慣の形成など 体育(保健) 体をよりよく発育・発達させるための生活 家庭科 「内容B衣食住の生活」食事の役割など
	強い骨になる3つのポイント	1ページ	
	私たちが1日に必要なカルシウムの量	1ページ	
	成長期が大切! 骨の骨格貯金をしよう!	1ページ	
	みんなで楽しく作って楽しく食べよう! ふんわりお好み焼き	1ページ	
特集2	千葉市の牛乳を飲もう! みんなの成長を応援してくれる牛乳		
	どうやって私たちに届くのかな?	3ページ	社会科 3年・5年 生産の仕事と地域の人々との関わり 産地の分布、仕事の工程、仕事の様子と 地域の人々との関連 生産性や品質を高める、輸送方法や販売 方法、価格や費用等の工夫など
	酪農レポート in2018	4ページ	
	牛乳をつかったレシピの紹介	3ページ	
	食の安全ドリル～食中毒ってどうしてなるの?～	5ページ	学級活動
	「食品ロス」ってなあに?	6ページ	社会科4年 給食指導
	「契約」って何だろう?	7ページ	家庭科「内容C消費生活・環境」

「おいしくタベル たのしくマナブ」は、社会科や家庭科のみならず、体育「保健」や学級活動、給食指導、総合的な学習の時間でも活用できる内容で構成しています。写真やイラストを多くしたり、漢字にルビをふたつりて、小学校低学年でも活用できるようにしています。

本教材は、各教科・領域に指導教材を位置付けて子供が「マナブ」、家庭においては食育や消費者教育を保護者が「マナブ」ことも目的にしています。保護者会で活用するなど先生方の創意工夫に期待しています。



体育3・4年「G保健(1)健康な生活」 学級活動などの食育の指導

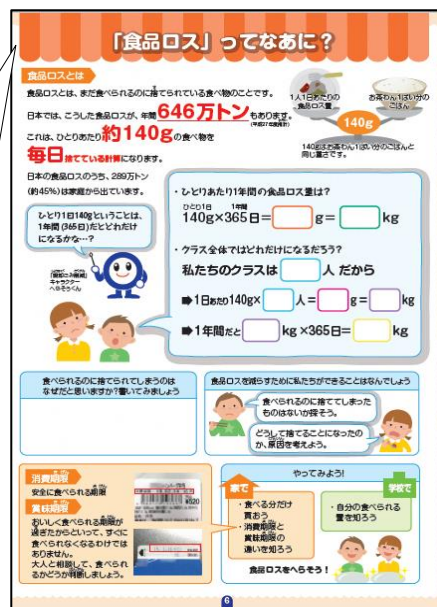
健康を保持増進するには、1日の生活の仕方が深く関わるので、体を清潔に保ち、生活環境を整えるなどが必要であることなど学ばせる際の資料として活用できます。食の安全ドリルでの学びは、「インフルエンザ」や「感染性胃腸炎」を防ぐための生活環境の整え方の学習に応用発展できる基礎的な内容を扱っています。給食と関連して指導する場合は、1～6年生の全学年で活用できます。

社会4年「現代社会の仕組みや働き」

社会生活を営む上で大切な法やきまりやごみの減量や水を汚さない工夫など、自分たちにできることを考える学習の資料として活用できます。社会科学習や見学での学びを「活用」させるためには、自分の実生活での「食品ロス」に気付き、自分だったらどう解決できるか考えさせれば「学びの活用」の力も育ちます。「食品ロス」を減らすことは、ごみ処理に使われる税金をおさえることにもつながります。

学級活動など食育の指導

クラスでの給食後の残菜の量を算数の学習などに関連して量らせます。その後、クラスの「食品ロス」を計算させることもできます。家庭学習として位置付けてもよいでしょう。



家庭科5年「内容C消費生活・環境」

家庭科では、主に現金による店頭での買物を扱います。日常行っている買物が「売買契約」であること、「売買契約」は、買う人(消費者)の申し出と売る人の承諾によって「売買契約が成立」しています。買う人はお金を払い、売る人は商品を渡す義務があり、商品を受け取った後は、買った人の一方的な理由で商品を返却することができないことを学ばせるように学習指導要領に記載されています。中学校の社会科(公民分野)と技術・家庭科(家庭分野)の消費者の権利と責任の学習に発展する基礎となるので、丁寧に指導したい内容です。

※注意！！「売買契約」で私たちは、主に「モノ」と「サービス」を購入しています。店でパンを購入すればお金との交換で「モノ」であるパンを手に入れ、バスや電車に乗ればお金と引き換えに自宅や駅までの移動を契約しています。子供だけでなく大人(保護者など)も一緒に日常生活の中からどんな「サービス」を購入しているかをさがし、「売買契約」が消費者の一方的な申し出で、解除できないことを意識させたいものです。